

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月6日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	S i m p l e - X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」といいます。）  
・愛称として「NYダウETF」、「NYダウ上場投信」という名称を用いることがあります。

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

- 追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- 基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （6）【申込単位】

1千口以上1千口単位とします。

詳しくは、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （7）【申込期間】

2019年9月7日から2020年3月6日までとします。

- 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>  
ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>  
電話番号：03-5208-5211  
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

（ 9 ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 1 2 ）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、Dow Jones Industrial Average（「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」）を対象指標とし、対象指標に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行うことにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

###### ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	ETF	特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア		あり ( )	日経225 TOPIX
不動産投信	日々	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	中近東 (中東)			その他 (ダウ・ジョーンズ 工業株価平均)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

#### <商品分類の定義>

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記から「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

##### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ペア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記からに掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

## ■主要投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。)および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

## ■投資方針

- ① この投資信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行い、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。
- ② 投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場の流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。
- ③ 別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行う場合があります。この際、新たに投資信託証券(外国投資信託を含みます。)を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み

### ◆ファンド・オブ・ファンズ



#### \* Dow Jones Industrial Average® (「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」)

Dow Jones Industrial Average® (以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」といいます。) は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株価平均®は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場など様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株価平均®のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株価平均®は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ・ジョーンズ工業株価平均®は120年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指標です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株価平均®を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。全ての変更の判断はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとウォール・ストリート・ジャーナル紙の代表者で構成されるダウ・ジョーンズ工業株価平均委員会の判断で行われます。

構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

<ダウ・ジョーンズ工業株価平均<sup>®</sup>に関する免責事項>

ダウ・ジョーンズ工業株価平均<sup>®</sup>（「指数」）は、S&P Global の一部門である S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（「シンプレクス」）に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup> および S&P<sup>®</sup> は、S&P Global の一部門である Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup> は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（「ファンド」）は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する指数の能力に関して、明示または默示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものではありません。指数に関して、S&P Dow Jones Indices とシンプレクスとの間にある唯一の関係は、当指数と S&P Dow Jones Indices および／またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および／または商標名のライセンス供与です。指数はシンプレクスまたはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、指数の決定、構成または計算においてシンプレクスまたはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに關与したことかもしれません。S&P Dow Jones Indices は、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLC は投資または税務の顧問会社ではありません。 免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICES は、指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICES は、これに含まれる過誤、過漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICES は、明示的または默示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、シンプレクス、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICES は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知られていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICES のライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICES とシンプレクスとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<追加的記載事項>

■投資対象とする投資信託証券の概要(別に定める投資信託証券)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド(適格機関投資家専用)(国内籍私募投資信託)

基　本　方　針	米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)に投資することにより、円換算したダウ・ジョーンズ工業株価平均 <sup>®</sup> に連動する投資成果を目指して運用を行います。
主　な　投　資　対　象	米国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
運　用　方　針	<p>主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)に投資することにより、円換算したダウ・ジョーンズ工業株価平均<sup>®</sup>に連動する投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>運用の効率化を図るために、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建総額の合計額が、純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均<sup>®</sup>の値動きに連動することを目指す上場投資信託証券や債券等に投資することができます。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投　資　制　限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)には投資しません。ただし、上場投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>
委　託　会　社	シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社
受　託　会　社	三井住友信託銀行株式会社

SAMマネー・マザーファンド

基　本　方　針	国内の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主　な　投　資　対　象	格付の高い国債および公社債を主要投資対象とします。
運　用　方　針	格付の高い国債および公社債に投資を行い、利息等収益の確保を目指して運用を行います。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投　資　制　限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
委　託　会　社	シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社
受　託　会　社	三井住友信託銀行株式会社

取引所における売買

上　場　日　：　2009年12月10日

上　場　市　場　：　東京証券取引所

売　買　単　位　：　10口単位

手　数　料　：　申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

### ■投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### ■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
- ② 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③ 每計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - a. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、追加信託差益金、解約差益金
  - b. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、追加信託差損金、解約差損金

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### ◆ファンドの決算日

原則として毎年12月6日を決算日とします。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

#### ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

#### ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。

当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。

#### ・投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

以下の投資信託証券に投資します。

証券投資信託「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」

証券投資信託「SAMマネー・マザーファンド」

### 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

2009年12月7日

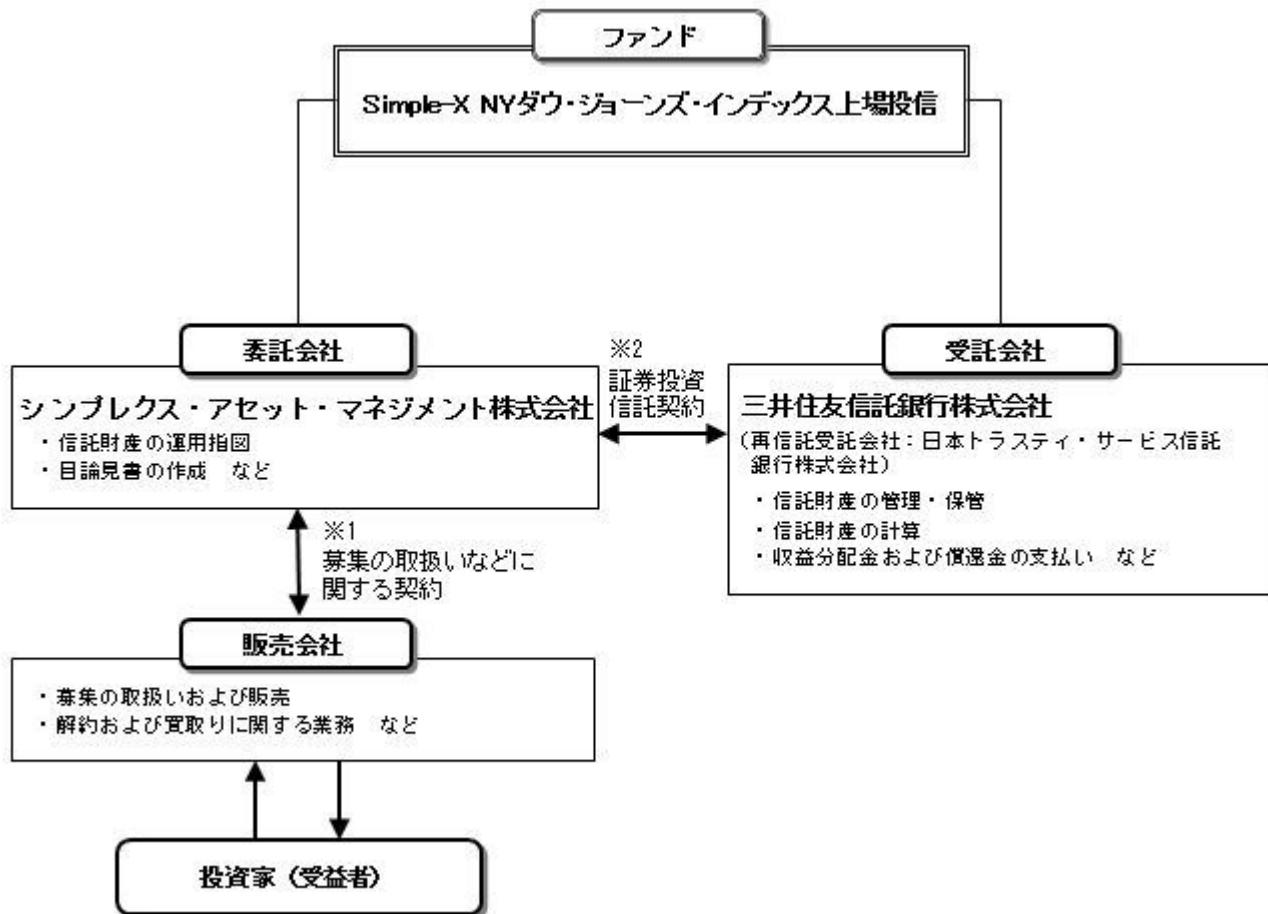
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2009年12月10日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

### 委託会社の概況（2019年6月末現在）

- 1) 資本金  
370百万円
- 2) 沿革
 

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立	
1999年12月：投資顧問業の登録	関東財務局長 第903号
2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可	金融再生委員会 第27号
2001年4月：投資信託委託業認可	内閣総理大臣 第5号
2007年9月：金融商品取引業者登録	関東財務局長（金商）第341号
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

この投資信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行い、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。

投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場の流動性などに

よっては実質株式組入比率が低下する場合があります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行う場合があります。この際、新たに投資信託証券（外国投資信託を含みます。）を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## （2）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 特別の法律により設定された法人の発行する出資証券
- 3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

### 金融商品の指図範囲

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### 投資対象とする投資信託証券の概要（別に定める投資信託証券）

#### <ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）>（国内籍私募投資信託）

基本方針	米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に投資することにより、円換算したダウ・ジョーンズ工業株価平均に連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	米国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

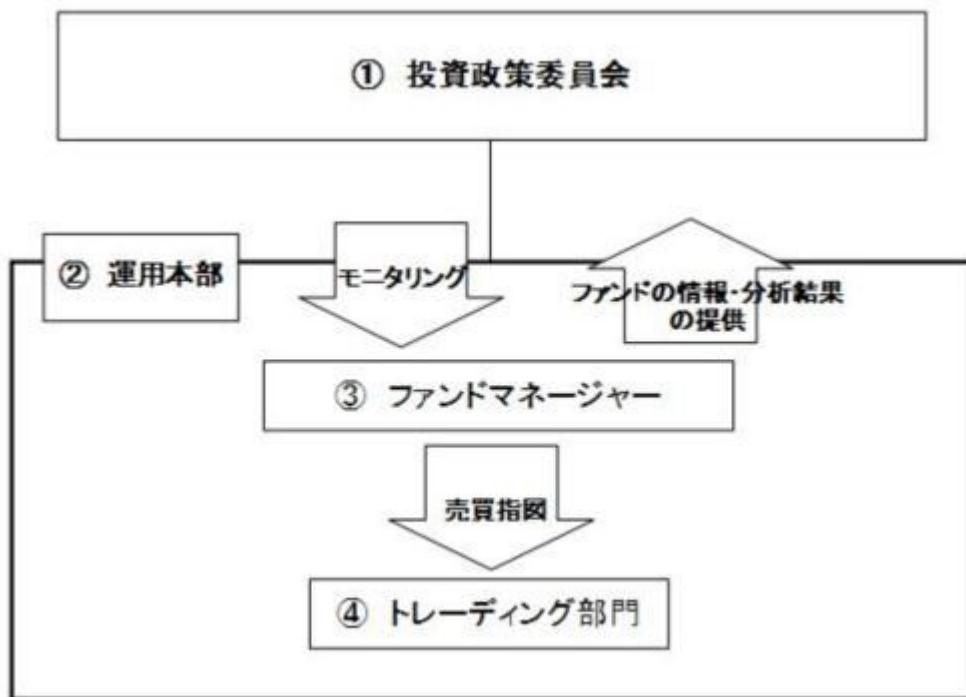
運用方針	<p>主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを持みます。）に投資することにより、円換算したダウ・ジョーンズ工業株価平均に連動する投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>運用の効率化を図るため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建総額の合計額が、純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均の値動きに連動することを目指す上場投資信託証券や債券等に投資することができます。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）には投資しません。ただし、上場投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ダウ・ジョーンズ工業株価平均は次に掲げる要件を満たすことから、ダウ・ジョーンズ工業株価平均を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。</p> <p>投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること 指数及びその算出方法が公表されているものであること 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること</p>
収益分配	原則として、年1回、11月10日に分配を行います。ただし、分配金がゼロとなる場合があります。
信託報酬	純資産総額に対し年0.35%（税抜）以内 有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の50%以内の額。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。

その他の費用	<p>組入有価証券やデリバティブ取引の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随时、信託財産中から支弁します。</p> <p>信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、また、信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）も信託財産中から支弁されます。</p> <p>上記に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」その他これに類する標章の使用料等</p> <p>ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要なダウ・ジョーンズ工業株価平均の指指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用</p> <p>これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。</p>
信託期間	無期限
決算日	年1回、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< SAMマネー・マザーファンド >

基本方針	国内の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	格付の高い国債および公社債を主要投資対象とします。
運用方針	格付の高い国債および公社債に投資を行い、利息等収益の確保を目指して運用を行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
収益分配	収益分配は行いません。
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。
当初設定上限額	1億円を上限とします。
信託の上限額	100億円を上限とします。
信託期間	無期限
決算日	年1回、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
設定日	2009年12月7日（月）
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## 当ファンドの運用体制



### 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

### 運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

### ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

### トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。

運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、2名で構成されています。

社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

### <委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

### 収益分配方針

- 1 ) 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
- 2 ) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費

用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- 3 ) 每計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、口)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金

口) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

#### 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

### （5）【投資制限】

#### 約款に定める投資制限

##### 1 ) 主な投資制限

イ . 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ . 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ハ . 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

二 . 一般社団法人投資信託協会の定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### 2 ) その他の投資制限

イ . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ロ . 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ハ . 資金の借入れ

1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2 . 上記1 . の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

a . 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

b . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3 . 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4 . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 ) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) ファンドのリスク

- 投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。
- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。
  - ・当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
  - ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を充分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、基準価額が下落することがあります。

##### 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

##### カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデター・や重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

##### 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

#### < 対象指標と基準価額のカイ離要因 >

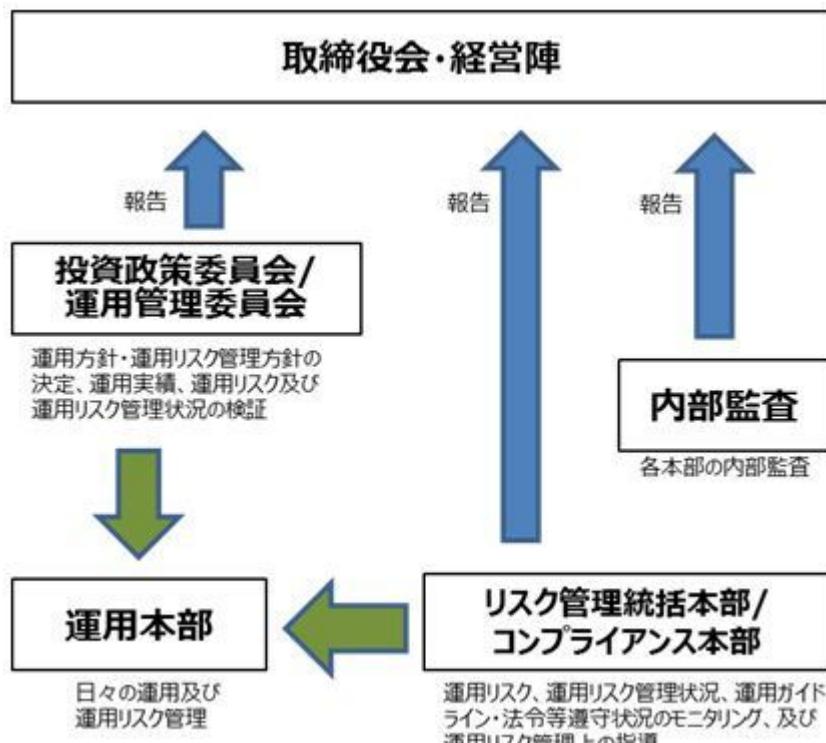
当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- ・当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日（2009年12月3日）における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日（2009年12月4日）における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を100で除した額（小数点以下は切り上げます）となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプルクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行うのは、設定日（2009年12月7日）以降となるため、シンプルクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッcker・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行うのは2009年12月8日以降となります。当初発行価格の決定からシンプルクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッcker・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行うまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

#### < その他の留意点 >

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定および一部解約の受付を中止することがあります。
- ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等および投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行います。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。
- ・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### ( 2 ) リスク管理体制



上記は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### < 流動性リスクの管理体制 >

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が隨時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなつた場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

## （参考情報）

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



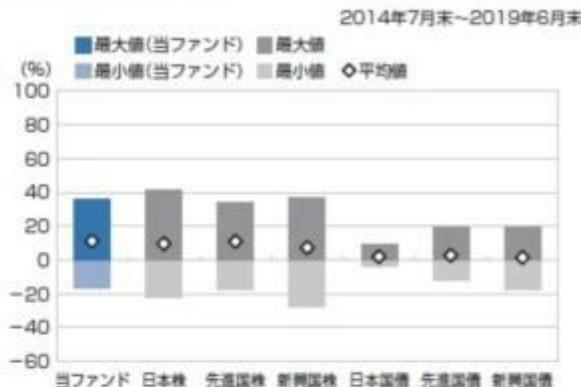
\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。  
2014年7月末を10,000として指数化しております。

\*年間騰落率は、2014年7月から2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
(%)	35.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最大値	35.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△16.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	11.2	9.7	11.0	7.3	2.0	2.8	1.4

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2014年7月から2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの部数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債……NOMURA-BPI国債  
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に開示して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の中債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 1 ) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

**換金手数料**

販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

**信託財産留保額**

ありません。

### ( 3 ) 【信託報酬等】

**信託報酬**

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>	
当ファンド	0.162% <sup>1</sup> （税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.35%程度 <sup>*</sup>
実質的負担	0.54% <sup>2</sup> （税抜0.50%）程度

- 当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.162%<sup>1</sup>（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。
- 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.35%程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.54%<sup>2</sup>（税抜0.50%）程度となります。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。
  - 1 消費税率が10%になった場合は、0.165%となります。
  - 2 消費税率が10%になった場合は、0.55%となります。

**信託報酬の配分**

当ファンドの信託報酬が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.15%	0.10%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

#### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （4）【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、隨時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記1.から7.までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
10. 受益権の上場に係る費用
11. 対象指標その他これに類する標準の使用料

#### ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%<sup>\*1</sup>（税抜0.0075%）。

- ・毎年末の純資産総額に対して、0.0081%<sup>\*2</sup>（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

\* 1 消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。

\* 2 消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。

委託会社は、上記およびに定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

上記に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

上記の場合において、上記およびに定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に

見積率（上記に規定する見積率の上限は、年万分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## （5）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### 個人受益者の場合

#### 1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

#### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更

になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	640,488,870	99.90
親投資信託受益証券	日本	480,125	0.07
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		168,960	0.03
合計(純資産総額)		641,137,955	100.00

#### ( 2 ) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(適格機関投資家専用)	641,130,000	0.9862	632,282,406	0.999	640,488,870	99.90
日本	親投資信託受益証券	SAMマネー・マザーファンド	478,737	1.0030	480,173	1.0029	480,125	0.07

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.90
親投資信託受益証券	0.07
合計	99.97

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格(円)
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2010年12月 6日)	1,001	1,001	9,189	9,189	9,200
第2計算期間末 (2011年12月 6日)	995	995	9,134	9,134	9,120
第3計算期間末 (2012年12月 6日)	1,133	1,133	10,402	10,402	10,290
第4計算期間末 (2013年12月 6日)	1,691	1,695	15,517	15,557	15,450
第5計算期間末 (2014年12月 6日)	1,581	1,582	20,535	20,549	20,620
第6計算期間末 (2015年12月 6日)	1,160	1,160	20,354	20,354	20,270
第7計算期間末 (2016年12月 6日)	754	754	20,388	20,388	20,390
第8計算期間末 (2017年12月 6日)	769	769	24,828	24,828	24,500
第9計算期間末 (2018年12月 6日)	1,751	1,751	25,386	25,386	25,300
2018年 6月末日	699		24,121		24,060
7月末日	732		25,250		25,130
8月末日	751		25,918		25,440
9月末日	780		26,929		26,480
10月末日	732		25,267		25,120
11月末日	1,781		25,816		25,620
12月末日	1,499		23,074		23,350
2019年 1月末日	1,590		24,474		24,450
2月末日	647		25,892		25,710
3月末日	641		25,640		25,550
4月末日	663		26,555		26,600
5月末日	617		24,706		24,600
6月末日	641		25,646		

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2009年12月 7日～2010年12月 6日	0.0000
第2期	2010年12月 7日～2011年12月 6日	0.0000
第3期	2011年12月 7日～2012年12月 6日	0.0000
第4期	2012年12月 7日～2013年12月 6日	40.0000
第5期	2013年12月 7日～2014年12月 6日	14.0000
第6期	2014年12月 7日～2015年12月 6日	0.0000
第7期	2015年12月 7日～2016年12月 6日	0.0000

第8期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000
第9期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
当中間期	2018年12月 7日～2019年 6月 6日	

#### 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2009年12月 7日～2010年12月 6日	0.59
第2期	2010年12月 7日～2011年12月 6日	0.60
第3期	2011年12月 7日～2012年12月 6日	13.88
第4期	2012年12月 7日～2013年12月 6日	49.56
第5期	2013年12月 7日～2014年12月 6日	32.43
第6期	2014年12月 7日～2015年12月 6日	0.88
第7期	2015年12月 7日～2016年12月 6日	0.17
第8期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	21.78
第9期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	2.25
当中間期	2018年12月 7日～2019年 6月 6日	2.10

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2009年12月 7日～2010年12月 6日	109,000	0
第2期	2010年12月 7日～2011年12月 6日	0	0
第3期	2011年12月 7日～2012年12月 6日	0	0
第4期	2012年12月 7日～2013年12月 6日	100,000	100,000
第5期	2013年12月 7日～2014年12月 6日	0	32,000
第6期	2014年12月 7日～2015年12月 6日	0	20,000
第7期	2015年12月 7日～2016年12月 6日	20,000	40,000
第8期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	20,000	26,000
第9期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	40,000	2,000
当中間期	2018年12月 7日～2019年 6月 6日	0	44,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### (参考)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド(適格機関投資家専用)

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	638,711,094	99.73
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,752,796	0.27
合計(純資産総額)		640,463,890	100.00

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	THE BOEING COMPANY	資本財	1,515	37,613.32	56,984,180	39,237.71	59,445,139	9.28
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INCORPORATED	ヘルスケア機器・サービス	1,515	29,229.41	44,282,563	26,552.98	40,227,778	6.28
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,515	19,327.82	29,281,655	22,314.68	33,806,749	5.28
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORPORATION	消費者サービス	1,515	19,918.51	30,176,549	22,233.84	33,684,273	5.26
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,515	20,702.14	31,363,753	21,529.97	32,617,911	5.09
アメリカ	株式	THE GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	1,515	22,546.43	34,157,848	21,484.70	32,549,325	5.08
アメリカ	株式	3M COMPANY	資本財	1,515	21,561.23	32,665,269	18,485.98	28,006,267	4.37
アメリカ	株式	VISA INC	ソフトウェア・サービス	1,515	15,141.26	22,939,011	18,456.88	27,962,176	4.37
アメリカ	株式	THE TRAVELERS COMPANIES INC	保険	1,515	13,971.73	21,167,186	16,082.26	24,364,636	3.80
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,515	15,517.44	23,508,934	15,164.97	22,974,937	3.59
アメリカ	株式	THE WALT DISNEY COMPANY	メディア・娯楽	1,515	12,511.18	18,954,446	15,015.14	22,747,948	3.55
アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION	ソフトウェア・サービス	1,515	13,124.51	19,883,633	14,931.07	22,620,572	3.53
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	1,515	13,594.47	20,595,630	14,605.54	22,127,401	3.45
アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	1,515	11,634.85	17,626,801	14,460.02	21,906,943	3.42
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	資本財	1,515	13,948.02	21,131,260	13,901.67	21,061,040	3.29
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	1,515	11,702.75	17,729,681	13,359.49	20,239,631	3.16
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	1,515	12,615.74	19,112,849	13,270.02	20,104,091	3.14
アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生活必需品小売	1,515	10,964.39	16,611,064	11,867.67	17,979,534	2.81

アメリカ	株式	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	家庭用品・パーソナル用品	1,515	9,985.66	15,128,283	11,833.18	17,927,277	2.80
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,515	11,871.99	17,986,065	11,731.86	17,773,773	2.78
アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,515	8,086.40	12,250,905	9,036.03	13,689,594	2.14
アメリカ	株式	NIKE INC	耐久消費財・アパレル	1,515	8,090.71	12,257,437	9,017.71	13,661,833	2.13
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	1,515	8,505.70	12,886,149	8,172.63	12,381,546	1.93
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	1,515	6,328.35	9,587,452	6,170.97	9,349,031	1.46
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,515	4,973.43	7,534,747	6,007.13	9,100,812	1.42
アメリカ	株式	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	食品・生活必需品小売業	1,515	8,830.15	13,377,688	5,876.71	8,903,217	1.39
アメリカ	株式	THE COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	1,515	5,331.29	8,076,909	5,505.91	8,341,458	1.30
アメリカ	株式	DOW INC	素材	1,515	5,769.99	8,741,548	5,487.58	8,313,697	1.30
アメリカ	株式	INTEL CORPORATION	半導体・半導体製造装置	1,515	5,146.97	7,797,663	5,115.71	7,750,306	1.21
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,515	4,720.12	7,150,988	4,681.31	7,092,199	1.11

#### 四. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	5.07
		銀行	2.78
		保険	3.80
		素材	1.30
		資本財	20.40
		耐久消費財・アパレル	2.13
		消費者サービス	5.26
		メディア・娯楽	3.55
		小売	5.28
		食品・生活必需品小売業	4.20
		食品・飲料・タバコ	1.30
		家庭用品・パーソナル用品	2.80
		ヘルスケア機器・サービス	6.28
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.83
		各種金融	8.24
		ソフトウェア・サービス	11.32
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.51
		電気通信サービス	1.46

	半導体・半導体製造装置	1.21
合計		99.73

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### S A Mマネー・マザーファンド

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		480,144	100.00
合計(純資産総額)		480,144	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

##### ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

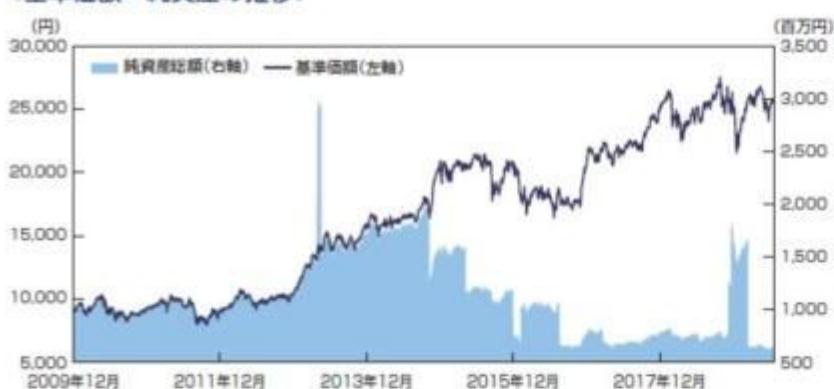
該当事項はありません。

### 参考情報

## 運用実績

(2019年6月28日現在)

### <基準価額・純資産の推移>



基準価額	25,646円
純資産総額	6.41億円

### <分配の推移>

決算期	分配金
2014年12月	14円
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
設定来累計	54円

\*分配金は1口当たり、税引前の金額です。

### <主要な資産の状況>

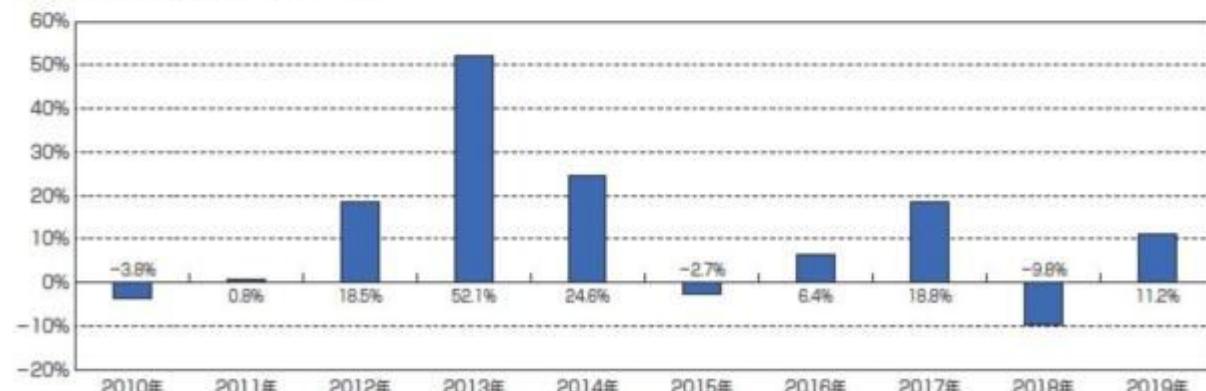
#### ■組入資産

ファンド名	比率
ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド(適格機関投資家専用)	99.9%
SAMマナー・マザーファンド	0.1%

#### ■ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド(適格機関投資家専用)の外国株式組入上位10銘柄 対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

銘柄名	組入比率
1 ポーイング	9.3%
2 ユナイテッドヘルス・グループ	6.3%
3 ホーム・デポ	5.3%
4 マクドナルド	5.3%
5 アップル	5.1%
6 ゴールドマン・サックス・グループ	5.1%
7 3M	4.4%
8 ピザ	4.4%
9 トラベラーズ	3.8%
10 ジョンソン・エンド・ジョンソン(J&J)	3.6%

### <年間收益率の推移> (歴年ベース)



・ファンドの年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。  
・2019年は年初来6月末までの騰落率を表示しています。

\*ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
\*ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

- 販売会社は、2009年12月10日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（1千口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数

で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付ることができます。

（ ）委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：

最低取得申込口数（1千口）以上1千口単位

- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（ 2 ）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（ 3 ）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（ 4 ）上記（ 1 ）の規定にかかわらず、委託会社は、下記の a . ~ e . の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

a . 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

b . 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで

c . ダウ・ジョーンズ工業株価平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間

d . 上記 a . のほか、委託会社が、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

e . 上記 a . ~ d . のほか、信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

（ 5 ）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（ 6 ）申込単位

1千口以上1千口単位

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプルекс・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（ 7 ）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（ 8 ）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### ＜解約請求による換金＞

（ 1 ）受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（1千口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上

限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

- ( ) 委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：  
最低口数（1千口）以上1千口単位

#### ( 2 ) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### ( 3 ) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

- ( 4 ) 上記( 1 )の規定にかかわらず、委託会社は、下記の a . ~ e . の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行なうことができます。

a . 一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

b . 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで

c . ダウ・ジョーンズ工業株価平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間

d . 上記 a . のほか、委託会社が、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

e . 上記 a . ~ d . のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

#### ( 5 ) 解約制限

委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受けません。

#### ( 6 ) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

<シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

#### ( 7 ) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### ( 8 ) 解約単位

1千口以上1千口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ( 9 ) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### ( 10 ) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以後の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

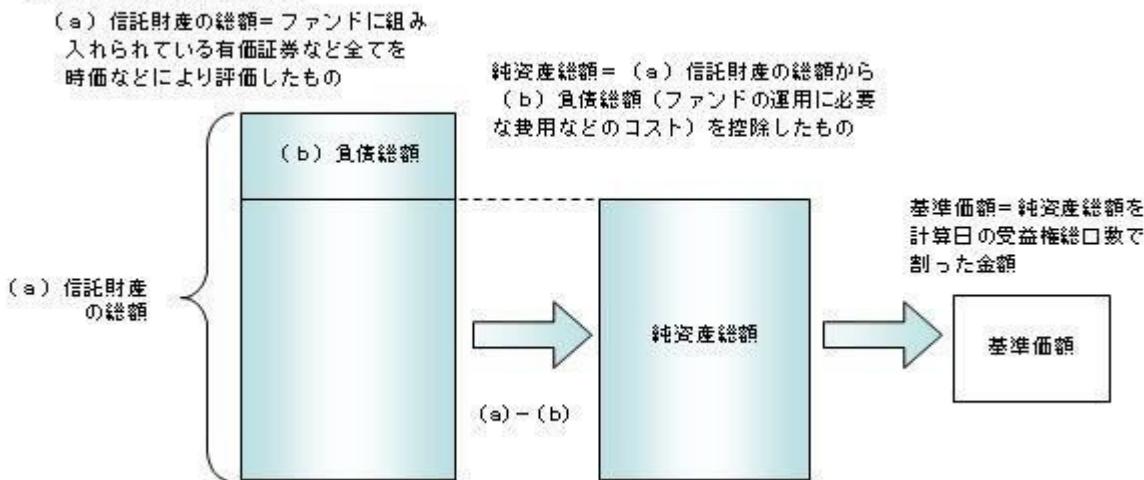
### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1口当たりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

###### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

###### 委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>  
ホームページアドレス : <http://www.simplexasset.com/>  
電話番号 : 03-5208-5211  
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

#### ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

#### ( 3 ) 【信託期間】

無期限とします（2009年12月7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### ( 4 ) 【計算期間】

原則として毎年12月7日から翌年12月6日までとします。

## （5）【その他】

### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) ダウ・ジョーンズ工業株価平均が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合
  - ロ) 受益権の総口数が5万口を下回ることとなった場合
  - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - 二) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - 二) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき  
なお、上記イ)について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- 4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

### 償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。

### 信託約款の変更など

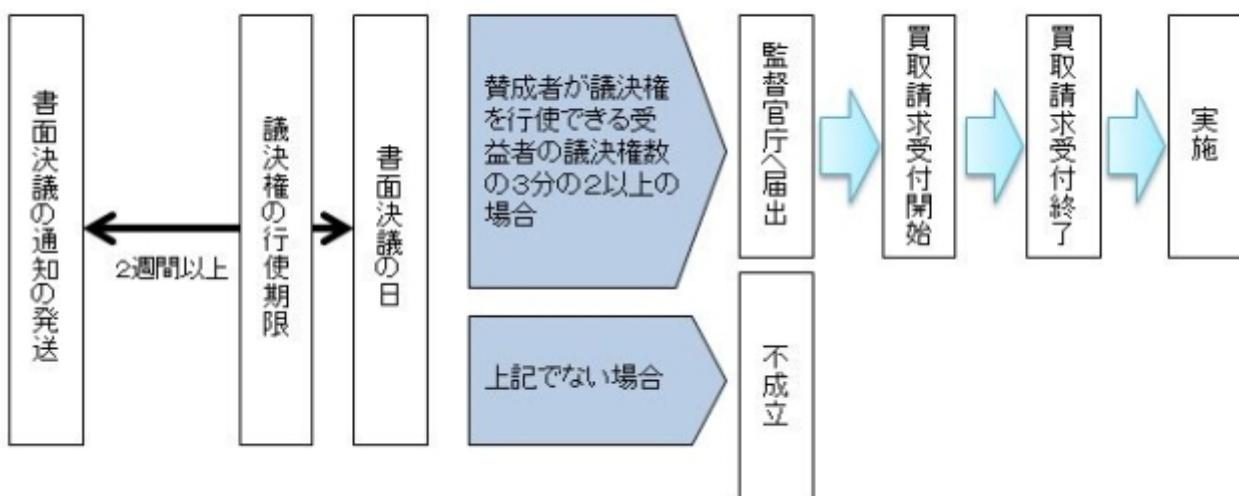
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知りれている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知りている受益者が議決権行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対し

た受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

#### ＜書面決議の主な流れ＞



#### 公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.simplexasset.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金受領権

- ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

ことができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成29年12月 7日から平成30年12月 6日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成29年12月 6日現在)	第9期 (平成30年12月 6日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	2,506,729	-
コール・ローン	9,730	3,470,286
投資信託受益証券	769,358,719	1,750,071,665
親投資信託受益証券	80,337	480,173
派生商品評価勘定	22	-
<b>流動資産合計</b>	<b>771,955,537</b>	<b>1,754,022,124</b>
<b>資産合計</b>	<b>771,955,537</b>	<b>1,754,022,124</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払受託者報酬	192,045	223,499
未払委託者報酬	384,027	446,939
未払利息	-	3
その他未払費用	1,712,042	1,749,553
<b>流動負債合計</b>	<b>2,288,114</b>	<b>2,419,994</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,288,114</b>	<b>2,419,994</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	283,185,000	630,315,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	486,482,423	1,121,287,130
(分配準備積立金)	6,404,684	6,904,838
<b>元本等合計</b>	<b>769,667,423</b>	<b>1,751,602,130</b>
<b>純資産合計</b>	<b>769,667,423</b>	<b>1,751,602,130</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>771,955,537</b>	<b>1,754,022,124</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第8期 (自 平成28年12月 7日 至 平成29年12月 6日)	第9期 (自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,192,267	4,355,350
受取利息	967	9
有価証券売買等損益	156,463,718	26,652,521
為替差損益	6,908,561	13,580,660
<b>営業収益合計</b>	<b>150,748,391</b>	<b>17,427,220</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	997	162
受託者報酬	387,393	428,772
委託者報酬	774,676	857,424
その他費用	3,251,232	3,569,155
<b>営業費用合計</b>	<b>4,414,298</b>	<b>4,855,513</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>146,334,093</b>	<b>12,571,707</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>146,334,093</b>	<b>12,571,707</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>146,334,093</b>	<b>12,571,707</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剩余金又は期首次損金( )	416,378,330	486,482,423
剩余金増加額又は欠損金減少額	254,100,000	653,600,000
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	254,100,000	653,600,000
剩余金減少額又は欠損金増加額	330,330,000	31,367,000
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	330,330,000	31,367,000
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>486,482,423</b>	<b>1,121,287,130</b>

( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び為替予約取引 評価方法	原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

区分	第8期 (平成29年12月 6日現在)	第9期 (平成30年12月 6日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	337,995,000円	期首元本額 283,185,000円
期中追加設定元本額	182,700,000円	期中追加設定元本額 365,400,000円
期中解約元本額	237,510,000円	期中解約元本額 18,270,000円
2. 受益権の総数	31,000口	69,000口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第8期 (自 平成28年12月 7日 至 平成29年12月 6日)	第9期 (自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
1. 分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	1,192,237円	4,355,197円
B 分配準備積立金	3,183,620円	6,404,684円
C 配当等収益額合計 ( A+B )	1,991,383円	2,049,487円
D 経費	4,413,301円	4,855,351円
E 収益分配可能額 ( C-D )	-円	-円
F 収益分配金額	-円	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金) ( E-F )	6,404,684円	6,904,838円
H 口数	31,000口	69,000口
I 分配金額(1口当たり)	-円	-円
2. その他費用	主に印刷費用、上場関連費用 及び監査費用であります。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 (自 平成28年12月 7日 至 平成29年12月 6日)	第9期 (自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、投資信託受益証券および親投資信託受益証券を主要投資対象としてあります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されています。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しています。当該為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っています。</p> <p>リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 (平成29年12月 6日現在)	第9期 (平成30年12月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第8期 (平成29年12月 6日現在)	第9期 (平成30年12月 6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	146,572,329	13,699,011
親投資信託受益証券	39	49
合計	146,572,368	13,699,060

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

## 第8期（平成29年12月 6日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場外取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,506,527	-	2,506,505 22
		2,506,527	-	2,506,505 22
		2,506,527	-	2,506,505 22
合計		2,506,527	-	2,506,505 22

## (注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、當該對顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によってあります。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

第9期（平成30年12月 6日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第8期 (平成29年12月 6日現在)	第9期 (平成30年12月 6日現在)
1口当たりの純資産額 24,828円	1口当たりの純資産額 25,386円

#### （4）【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

(イ)株式

該当事項はありません。

##### (ロ)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）	1,774,560,602	1,750,071,665	
投資信託受益証券小計		1,774,560,602	1,750,071,665	
親投資信託受益証券	S A M マネー・マザーファンド	478,737	480,173	
親投資信託受益証券小計		478,737	480,173	
合計			1,750,551,838	

(注)投資信託受益証券、親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」の状況  
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

### ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）

#### 貸借対照表

(単位：円)

(平成30年12月 6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,023,959
コール・ローン	1,114,350
株式	1,742,485,958
未収入金	1,015,470
未収配当金	4,260,689
流動資産合計	1,751,900,426
資産合計	1,751,900,426
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	38,537
未払委託者報酬	298,667
未払利息	1
その他未払費用	1,449,388
流動負債合計	1,786,593

(平成30年12月 6日現在)

負債合計	1,786,593
純資産の部	
元本等	
元本	1,774,560,602
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	24,446,769
(分配準備積立金)	23,867,812
元本等合計	1,750,113,833
純資産合計	1,750,113,833
負債純資産合計	1,751,900,426

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成30年12月 6日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首	平成29年12月 7日
	期首元本額	-円
	期中追加設定元本額	1,774,560,602円
	期中解約元本額	-円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数		1,774,560,602口

3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って いる差額	24,446,769円
----------	-------------------------------	-------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式を主要投資対象としてあります。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年12月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

	(平成30年12月 6日現在)
--	-----------------

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	25,796,413
合計	25,796,413

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

( デリバティブ取引等に関する注記 )

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1 口当たり情報に関する注記 )

( 平成30年12月 6日現在 )	
1口当たりの純資産額	0.9862円
( 1万口当たりの純資産額 )	9,862円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M COMPANY	4,180	202.20	845,196.00	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	4,180	107.64	449,935.20	
	APPLE INC	4,180	176.69	738,564.20	
	CATERPILLAR INC	4,180	129.32	540,557.60	
	CHEVRON CORPORATION	4,180	117.24	490,063.20	
	CISCO SYSTEMS	4,180	47.35	197,923.00	
	DOWDUPONT INC	4,180	56.49	236,128.20	
	EXXON MOBIL CORPORATION	4,180	79.43	332,017.40	
	HOME DEPOT INC	4,180	175.30	732,754.00	
	INTEL CORPORATION	4,180	47.75	199,595.00	

INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION	4,180	121.60	508,288.00	
JOHNSON & JOHNSON	4,180	146.03	610,405.40	
JPMORGAN CHASE & CO	4,180	107.23	448,221.40	
MCDONALD'S CORPORATION	4,180	185.04	773,467.20	
MERCK & CO INC	4,180	78.21	326,917.80	
MICROSOFT CORPORATION	4,180	108.52	453,613.60	
NIKE INC	4,180	75.79	316,802.20	
PFIZER INC	4,180	45.14	188,685.20	
THE BOEING COMPANY	4,180	342.50	1,431,650.00	
THE COCA-COLA COMPANY	4,180	49.58	207,244.40	
THE GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,180	184.31	770,415.80	
THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	4,180	93.31	390,035.80	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	4,180	126.69	529,564.20	
THE WALT DISNEY COMPANY	4,180	112.87	471,796.60	
UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	4,180	120.87	505,236.60	
UNITEDHEALTH GROUP INCORPORATED	4,180	278.55	1,164,339.00	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,180	58.09	242,816.20	
VISA INC	4,180	138.64	579,515.20	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	4,180	82.82	346,187.60	
WALMART INC	4,180	95.81	400,485.80	
小計	銘柄数：30  組入時価比率：99.6%	125,400	15,428,421.80 (1,742,485,958) 100.0%	
合 計		125,400	1,742,485,958 (1,742,485,958)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### (口)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマネー・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

#### SAMマネー・マザーファンド

##### 貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成29年12月 6日現在)	(平成30年12月 6日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	80,337	480,174
流動資産合計	80,337	480,174
<b>資産合計</b>	80,337	480,174
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
流動負債合計	-	-
<b>負債合計</b>	-	-
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	80,081	478,737
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	256	1,437
元本等合計	80,337	480,174
<b>純資産合計</b>	80,337	480,174
<b>負債純資産合計</b>	80,337	480,174

##### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成29年12月 6日現在)		(平成30年12月 6日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
期首	平成28年12月 7日	期首	平成29年12月 7日	
期首先元本額	279,622円	期首先元本額	80,081円	
期首からの追加設定元本額	797,767円	期首からの追加設定元本額	4,286,605円	
期首からの解約元本額	997,308円	期首からの解約元本額	3,887,949円	
元本の内訳（注）		元本の内訳（注）		
S i m p l e - X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	80,081円	S i m p l e - X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	478,737円	
合計	80,081円	合計	478,737円	
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数		80,081口		478,737口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成28年12月 7日 至 平成29年12月 6日)	(自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、国内の公社債を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

項目	(自 平成28年12月 7日 至 平成29年12月 6日)	(自 平成29年12月 7日 至 平成30年12月 6日)
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告します。	同左

#### 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年12月 6日現在)	(平成30年12月 6日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引等に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

(平成29年12月 6日現在)	(平成30年12月 6日現在)
1口当たりの純資産額 1.0032円 (1万口当たりの純資産額 10,032円)	1口当たりの純資産額 1.0030円 (1万口当たりの純資産額 10,030円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年12月 7日から令和 1年 6月 6日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2018年12月 6日現在)	当中間計算期間末 (2019年 6月 6日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	3,470,286	2,345,381
投資信託受益証券	1,750,071,665	620,613,840
親投資信託受益証券	480,173	480,173
流動資産合計	<u>1,754,022,124</u>	623,439,394
<b>資産合計</b>	<u>1,754,022,124</u>	623,439,394
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払受託者報酬	223,499	279,078
未払委託者報酬	446,939	558,095
未払利息	3	4
その他未払費用	<u>1,749,553</u>	1,251,790
流動負債合計	<u>2,419,994</u>	2,088,967
<b>負債合計</b>	<u>2,419,994</u>	2,088,967
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	630,315,000	228,375,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（）	1,121,287,130	392,975,427
（分配準備積立金）	<u>6,904,838</u>	6,904,838
元本等合計	<u>1,751,602,130</u>	621,350,427
<b>純資産合計</b>	<u>1,751,602,130</u>	621,350,427
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,754,022,124</u>	623,439,394

( 2 ) 【中間損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	前中間計算期間 (自 2017年12月 7日 至 2018年 6月 6日)	当中間計算期間 (自 2018年12月 7日 至 2019年 6月 6日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,731,823	-
有価証券売買等損益	10,264,877	4,098,477
為替差損益	18,143,544	-
<b>営業収益合計</b>	<b>5,146,844</b>	<b>4,098,477</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	1,217
受託者報酬	205,273	279,078
委託者報酬	410,485	558,095
その他費用	1,743,750	1,251,790
<b>営業費用合計</b>	<b>2,359,508</b>	<b>2,090,180</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>7,506,352</b>	<b>2,008,297</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>7,506,352</b>	<b>2,008,297</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>7,506,352</b>	<b>2,008,297</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	-	-
<b>期首剩余额又は期首次損金( )</b>	<b>486,482,423</b>	<b>1,121,287,130</b>
<b>剩余额増加額又は欠損金減少額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
中間一部解約に伴う剩余额増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余额増加額又は欠損金減少額	-	-
<b>剩余额減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>730,320,000</b>
中間一部解約に伴う剩余额減少額又は欠損金増加額	-	730,320,000
中間追加信託に伴う剩余额減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剩余额又は中間欠損金( )</b>	<b>478,976,071</b>	<b>392,975,427</b>

( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<b>投資信託受益証券</b> 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 <b>親投資信託受益証券</b> 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	第9期 (2018年12月 6日現在)	当中間計算期間末 (2019年 6月 6日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額			
期首元本額	283,185,000円	期首元本額	630,315,000円
期中追加設定元本額	365,400,000円	期中追加設定元本額	-円
期中解約元本額	18,270,000円	期中解約元本額	401,940,000円
2. 受益権の総数	69,000口	25,000口	

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	前中間計算期間 (自 2017年12月 7日 至 2018年 6月 6日)	当中間計算期間 (自 2018年12月 7日 至 2019年 6月 6日)
その他費用	主に印刷費用、上場関連費用 及び監査費用であります。	同左

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 (2018年12月 6日現在)	当中間計算期間末 (2019年 6月 6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品  上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品  同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

第9期 (2018年12月 6日現在)	当中間計算期間末 (2019年 6月 6日現在)
1口当たりの純資産額 25,386円	1口当たりの純資産額 24,854円

当ファンドは「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (参考)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）

貸借対照表

(単位：円)

	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	3,023,959	4,276,228
コール・ローン	1,114,350	376,633
株式	1,742,485,958	618,425,848
未収入金	1,015,470	-
未収配当金	4,260,689	2,129,842
流動資産合計	<u>1,751,900,426</u>	<u>625,208,551</u>
<b>資産合計</b>	<b>1,751,900,426</b>	<b>625,208,551</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	38,537	18,579
未払委託者報酬	298,667	143,975
未払利息	1	-
その他未払費用	1,449,388	4,402,302
流動負債合計	<u>1,786,593</u>	<u>4,564,856</u>
<b>負債合計</b>	<b>1,786,593</b>	<b>4,564,856</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,774,560,602	641,130,000
剰余金		
剰余金又は欠損金（　）	24,446,769	20,486,305
（分配準備積立金）	23,867,812	8,622,555
元本等合計	<u>1,750,113,833</u>	<u>620,643,695</u>
<b>純資産合計</b>	<b>1,750,113,833</b>	<b>620,643,695</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,751,900,426</b>	<b>625,208,551</b>

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

<b>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</b>	<p><b>株式</b></p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<b>2. その他財務諸表作成のための基本と外貨建取引等の処理基準</b> <b>なる重要な事項</b>	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
	期首 2017年12月 7日 期首 2018年12月 7日	
	期首先元本額 -円 期首先元本額 1,774,560,602円	1,774,560,602円
	期中追加設定元本額 1,774,560,602円 期中追加設定元本額 -円	-円
	期中解約元本額 -円 期中解約元本額 1,133,430,602円	1,133,430,602円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,774,560,602口	641,130,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 24,446,769円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 20,486,305円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1口当たりの純資産額 0.9862円	1口当たりの純資産額 0.9680円
(1万口当たりの純資産額 9,862円)	(1万口当たりの純資産額 9,680円)

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマネー・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

SAMマネー・マザーファンド

貸借対照表

	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>コール・ローン</b>	480,174	480,158
<b>流動資産合計</b>	480,174	480,158
<b>資産合計</b>	480,174	480,158
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>流動負債合計</b>	-	-
<b>負債合計</b>	-	-
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	478,737	478,737
<b>剰余金</b>		
<b>剰余金又は欠損金 ( )</b>	1,437	1,421
<b>元本等合計</b>	480,174	480,158
<b>純資産合計</b>	480,174	480,158
<b>負債純資産合計</b>	480,174	480,158

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首	2017年12月 7日	期首
期首先元本額	80,081円	期首先元本額
期首先元本額	4,286,605円	期首先元本額
期首先元本額	3,887,949円	期首先元本額
元本の内訳（注）		元本の内訳（注）
S i m p l e - X N Y ダウ・	478,737円	S i m p l e - X N Y ダウ・
ジョーンズ・インデックス上場		478,737円
投信		投信
合計	478,737円	合計
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	478,737口	478,737口

(注)当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

(2018年12月 6日現在)	(2019年 6月 6日現在)
1口当たりの純資産額 1.0030円 (1万口当たりの純資産額 10,030円)	1口当たりの純資産額 1.0030円 (1万口当たりの純資産額 10,030円)

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 6月28日現在です。

### 【Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	641,225,407円
負債総額	87,452円
純資産総額( - )	641,137,955円
発行済口数	25,000口
1口当たり純資産額( / )	25,646円

(参考)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）

#### 純資産額計算書

資産総額	645,553,249円
負債総額	5,089,359円
純資産総額( - )	640,463,890円
発行済口数	641,130,000口
1口当たり純資産額( / )	0.9990円

## SAMマネー・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	480,145円
負債総額	1円
純資産総額( - )	480,144円
発行済口数	478,737口
1口当たり純資産額( / )	1.0029円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等(2019年6月末現在)

資本金 370百万円  
発行する株式の総数 12,000株  
発行済株式の総数 7,400株  
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減  
該当事項はございません。

###### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- 委託会社が運用する証券投資信託は2019年6月28日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	50	270,839
単位型株式投資信託	46	145,112
単位型公社債投資信託	7	14,783
合計	103	430,734

##### 3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令

第59号。以下「財務諸表等規則」という。) 第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成30年3月31日現在)		当事業年度 (平成31年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金		5,418,529		1,988,187	
2 直販顧客分別金信託		100		100	
3 前払費用		19,567		21,079	
4 未収入金		3,180		-	
5 未収委託者報酬		340,071		284,450	
6 未収運用受託報酬		1,131,042		511,284	
7 未収投資助言報酬		4,024		1,063	
8 未収還付法人税等		-		407,066	
9 未収還付消費税等		-		96,067	
10 その他		49,179		50,085	
流動資産計		6,965,695		3,359,384	
固定資産					
1 有形固定資産		20,159		16,543	
(1)建物付属設備	*1	15,168	*1	12,128	
(2)器具備品	*1	4,990	*1	4,414	
2 無形固定資産		1,279		761	
(1)電話加入権		761		761	
(2)ソフトウェア	*2	41	*2	-	
(3)協会基金	*2	476	*2	-	
3 投資その他の資産		82,041		103,711	
(1)投資有価証券		9,932		28,912	
(2)長期差入保証金		71,921		74,129	
(3)長期前払費用		188		670	
固定資産計		103,480		121,016	
資産合計		7,069,175		3,480,400	

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成30年3月31日現在)		当事業年度 (平成31年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					

<b>流動負債</b>			
1 預り金	59,025		83,298
2 未払金	1,913,859		1,115,830
3 関係会社未払金	4,860		4,860
4 未払費用	15,036		16,471
5 未払法人税等	947,211		-
6 未払消費税等	133,087		-
7 前受金	5,654		9,121
<b>流動負債計</b>	<b>3,078,735</b>		<b>1,229,582</b>
<b>固定負債</b>			
1 資産除去債務	24,417		24,654
2 繰延税金負債	886		16,586
<b>固定負債計</b>	<b>25,304</b>		<b>41,241</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,104,039</b>		<b>1,270,823</b>
 (純資産の部)			
<b>株主資本</b>			
1 資本金	370,000		370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	92,500		92,500
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	3,502,704		1,748,206
<b>利益剰余金計</b>	<b>3,595,204</b>		<b>1,840,706</b>
<b>株主資本計</b>	<b>3,965,204</b>		<b>2,210,706</b>
<b>評価・換算差額等</b>			
1 その他有価証券評価差額金	68		1,129
<b>評価・換算差額等計</b>	<b>68</b>		<b>1,129</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,965,136</b>		<b>2,209,576</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,069,175</b>		<b>3,480,400</b>

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		(自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)		(自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日)	
		金額		金額	
<b>営業収益</b>					
1 委託者報酬		5,028,840		3,051,139	
2 運用受託報酬		3,210,691		1,408,907	
3 投資助言報酬		6,728		9,512	
			8,246,260		4,469,560
<b>営業費用</b>					
1 支払手数料		190,487		201,275	
2 調査費					
(1)調査費		36,699		39,573	
(2)委託調査費		305,768		235,599	
3 委託計算費		14,748		14,043	
4 通信費		2,585		2,560	
			550,290		493,052

一般管理費						
1 紙料						
(1) 役員報酬	*2 980,600				*2 1,392,600	
(2) 紙料・手当	370,011				380,772	
(3) 賞与・退職金等	1,817,282				1,030,954	
2 交際費	6,578				4,363	
3 旅費交通費	33,926				25,772	
4 業務事務委託費	8,566				13,570	
5 租税公課	69,223				37,123	
6 不動産賃借料	97,738				109,033	
7 固定資産減価償却費	5,448				5,611	
8 諸経費	*1 151,003	3,540,379	*1 160,134		3,159,935	
営業利益		4,155,590			816,571	
営業外収益						
1 受取利息	37				5,229	
2 為替差益	-				36,235	
3 受取配当金	1,430				-	
4 その他の営業外収益	3	1,471	32		41,497	
営業外費用						
1 為替差損	14,960				-	
2 約定訂正損	372				-	
3 その他の営業外費用	-	15,332	545		545	
経常利益		4,141,729			857,523	
税引前当期純利益		4,141,729			857,523	
法人税、住民税及び事業税	1,210,148				196,358	
法人税等調整額	223	1,209,924	15,657		212,016	
当期純利益		2,931,804			645,507	

### （3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計			
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	370,000	92,500	1,870,902	1,963,402	2,333,402	- 2,333,402	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,002	1,300,002	1,300,002	- 1,300,002	
当期純利益	-	-	2,931,804	2,931,804	2,931,804	- 2,931,804	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	68 68	
当期変動額合計	-	-	1,631,802	1,631,802	1,631,802	68 1,631,734	
当期末残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68 3,965,136	

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計			
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計						
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金							
当期首残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68	3,965,136			
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	2,400,005	2,400,005	2,400,005	-	2,400,005			
当期純利益	-	-	645,507	645,507	645,507	-	645,507			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	1,061	1,061			
当期変動額合計	-	-	1,754,497	1,754,497	1,754,497	1,061	1,755,559			
当期末残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	1,129	2,209,576			

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

　　その他有価証券

　　時価のあるもの

　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

　(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

　　主として定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

　　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

　　建物付属設備 10年～18年

　　器具備品 3年～15年

　(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

　　定額法によっております。

　　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

　　貸倒引当金

　　一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

　　消費税等の処理方法

　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

　　・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

### （1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### （2）適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

### （3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### [表示方法の変更]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

なお、この変更により前事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（2）に記載された内容を追加しております。

#### [注記事項]

（貸借対照表関係）

\*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物付属設備	41,723千円	44,763千円
器具備品	19,471千円	21,446千円
計	61,195千円	66,210千円

\*2無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
ソフトウェア	83千円	125千円
協会基金	2,830千円	3,307千円
計	2,914千円	3,432千円

#### （損益計算書関係）

\*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

\* 2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
取締役	1,500,000千円	1,500,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,300,002	175,676	平成29年3月31日	平成29年6月30日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	平成31年3月31日	令和元年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	63,443	63,443
1年超	222,052	158,609
合計	285,496	222,052

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,418,529	5,418,529	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	340,071	-
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	1,131,042	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	4,024	-

(7) 長期差入保証金	71,921	71,921	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	9,932	9,932	-
資産計	6,975,521	6,975,521	-
(1) 未払金	1,913,859	1,913,859	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
(3) 未払法人税等	947,211	947,211	-
(4) 未払消費税等	133,087	133,087	-
負債計	2,999,018	2,999,018	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,988,187	1,988,187	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	284,450	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	511,284	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	1,063	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	407,066	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	96,067	-
(7) 長期差入保証金	74,129	74,129	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	28,912	28,912	-
資産計	3,391,160	3,391,160	-
(1) 未払金	1,115,830	1,115,830	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
負債計	1,120,690	1,120,690	-

#### （注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### （資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬、

（5）未収還付法人税等、（6）未収還付消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### （7）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

##### （8）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

##### （負債）

（1）未払金、（2）関係会社未払金、（3）未払法人税等、（4）未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### （注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	5,418,529	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	-	-	-

(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	-	-	-
(7) 長期差入保証金	-	71,921	-	-
合計	6,893,667	71,921	-	-

当事業年度（平成31年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,988,187	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	-	-	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	-	-	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	-	-	-
(7) 長期差入保証金	-	74,129	-	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	20,136	-
合計	3,288,119	74,129	20,136	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,932	10,000	68
合計	9,932	10,000	68

当事業年度（平成31年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,136	20,000	136
小計	20,136	20,000	136
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,776	10,000	1,224
小計	8,776	10,000	1,224
合計	28,912	30,000	1,088

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払費用否認	10,610千円	8,413千円
未払事業税	49,579千円	-
その他有価証券評価差額金	20千円	374千円
資産除去債務	7,476千円	7,549千円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>67,687千円</b>	<b>16,337千円</b>
評価性引当額(注)	67,687千円	16,337千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金負債</b>		
還付事業税	-	15,879千円
その他有価証券評価差額金	-	41千円
固定資産(除去費用)	886千円	665千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>886千円</b>	<b>16,586千円</b>
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>886千円</b>	<b>16,586千円</b>

(注) 評価性引当額が51,349千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に関する評価性引当額の認識が生じなかったことに伴うものであります。

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
<b>法定実効税率</b>	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
評価性引当額の増減	0.7%	6.0%
特別税額控除	2.4%	-
その他	0.1%	0.1%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>29.1%</b>	<b>24.6%</b>

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

##### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 )	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )
期首残高	24,182千円	24,417千円
時の経過による調整額	235千円	237千円
期末残高	24,417千円	24,654千円

#### (セグメント情報等)

##### セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 関連情報

##### 1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	5,028,840	3,210,691	6,728	8,246,260

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	3,051,139	1,408,907	9,512	4,469,560

##### 2 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	英國バージン諸島	その他	合計
5,044,036	2,357,843	719,859	124,520	8,246,260

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	英國バージン諸島	その他	合計
3,068,617	1,191,692	140,081	69,168	4,469,560

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	2,357,843	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	1,191,692	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	子会社の経営指導・管理料	18,000	関係会社未払金	4,860

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	子会社の経営指導・管理料	18,000	関係会社未払金	4,860

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

## 前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英國領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬(注)	719,859	未収運用受託報酬	107,113
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬(注) 投資助言報酬(注) 委託調査費 事務委託費	2,351,114 6,728 40,916 15,053	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払金	991,823 4,024 16,911

## 当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英國領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬(注)	74,248	未収運用受託報酬	2,253
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬(注) 投資助言報酬(注) 委託調査費 事務委託費	1,182,179 9,512 38,930 14,406	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払金	488,409 1,063 11,395

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。  
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 )	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )
1株当たり純資産額 535,829円22銭	1株当たり純資産額 298,591円46銭
1株当たり当期純利益金額 396,189円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり当期純利益金額 87,230円71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 )	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )
当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング 証券株式会社	5,505百万円 (2018年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円 (2018年9月末現在)	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株 式会社	62,149百万円 (2018年9月末現在)	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを行います。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することができます。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など  
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など  
目論見書の使用開始日

( 3 ) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

( 4 ) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

( 5 ) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。

( 6 ) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」

「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。

( 7 ) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

( 8 ) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

令和元年6月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三上和彦印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月26日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成29年12月7日から平成30年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成30年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRレーティングデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年7月3日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の2018年12月7日から2019年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の2019年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年12月7日から2019年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRレーティングは中間監査の対象には含まれていません。